



島根県報

平成27年4月10日（金）

第2,689号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

保安林の指定施業要件の変更（2件）	（森 林 整 備 課）	2
指定漁船調書の縦覧	（水 産 課）	2
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	（中 小 企 業 課）	3

【公 告】

特別保護地区の保護に関する指針の案の縦覧	（森 林 整 備 課）	4
開発行為に関する工事の完了	（都 市 計 画 課）	4

【特定調達公告】

県政広報テレビ「もっと×もっとしまね」企画・制作・配送業務に係る随意契約 の相手方等	（広 聴 広 報 課）	5
---	-------------	---

【教委告示】

島根県立青少年の家の使用料の徴収事務及び使用料の還付金の支出事務の委託	（社 会 教 育 課）	5
-------------------------------------	-------------	---

【選管告示】

不在者投票を行うことができる施設の名称等の変更		5
-------------------------	--	---

告 示**島根県告示第292号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成27年4月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成12年2月16日農林水産省告示第247号（1及び2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第293号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成27年4月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成6年6月1日農林水産省告示第900号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第294号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成27年4月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

出雲市大社町杵築西2217-1 中島貞之

” 宇龍58 山根清寛

” 日御碕426 高木 昇

(2) 加入区

大社町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

島根県告示第295号

平成27年島根県告示第86号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、松江市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成27年 4月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ひまり大庭店・バースデイ大庭店・店舗A・ドラッグストアウェルネス大庭店
松江市大庭町宇竜谷土地区画整理事業3街区

2 意見の概要

(1) 意見

大規模小売店舗の新設においては、次の点について十分配慮すること。

ア 大庭地区自治協会及び周辺自治会に十分説明し、地域で混乱が生じないようにすること。

イ 届出書に記載されている内容を適正に実施し、環境への影響をできる限り低減するとともに、特に騒音等について環境基準や騒音規制法を遵守し、周辺の住環境に悪影響を与えないようにすること。

ウ 早朝・深夜の作業及び空調機器の騒音防止には特に配慮し、苦情等があった場合は事業者の責任において速やかに対処すること。

エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、適正な処理を行うこと。また、周辺にごみが散乱しないよう環境美化に努めること。

オ 整備に当たっては、宇竜谷地区計画の整備方針に即したものとし、区域内で建築物の建築行為を行う場合は、当該行為に着手する日の30日前までに松江市都市政策課に届出を行うこと。

カ 土地区画整理法第76条第1項の規定により、松江市都市政策課へ土地区画整理事業区域内建築行為等許可申請を行うこと。

キ 建築物の新築にあたり、高さが13メートルを超える又は4階建てを超える若しくは建築面積が1,000平方メートルを超える場合は、景観法第16条に基づく届出を松江市まちづくり文化財課景観政策係に事前協議の上、着手予定日の30日前までに行うこと。

ク 屋外広告物を掲出する場合は、許可申請について事前に松江市まちづくり文化財課景観政策係に確認・協議を行うこと。

ケ 建物の建築の際には、建築基準法に基づく確認申請を行うこと。

コ 隣接する市道にて道路内工事がある場合は、道路法第24条による施工承認申請について、松江市管理課と協議を行うこと。

サ 隣接する市道と店舗出入口の位置関係について、松江市管理課と協議を行うこと。

シ 近隣に小学校・中学校があり、通学路にも近いことから、児童・生徒の健全育成に向けた対策を講じること。

(2) 理由

周辺の地域住民の生活環境に対し、悪影響を与えないようにするため。

3 縦覧場所

松江市産業観光部商工企画課（松江市末次町86番地）

4 縦覧期間

告示の日から 1 月間

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、特別保護地区の指定をしようとするので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により公告し、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該指定に係る区域の住民及び利害関係人は、同法第29条第4項において準用する同法第28条第5項の規定により、縦覧の期間が経過する日までの間に、知事に当該指針の案についての意見書を提出することができる。

平成27年 4 月 10 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定をしようとする特別保護地区の名称、区域、存続期間及び指針の案

特別保護地区の名称	区 域	存 続 期 間	指 針 の 案
月山鳥獣保護区特別保護地区	安来市の一部	平成27年11月1日から 平成37年10月31日まで	掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課及び東部農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。

2 縦覧の期間

平成27年 4 月 10 日から平成27年 4 月 23 日まで

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年 4 月 10 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

雲南市大東町下阿用347番1の一部、347番7の一部、348番1、348番4の一部、349番1、349番4の一部、350番1、350番3の一部、352番1の一部、352番2の一部、354番2の一部、354番4の一部、1190番、350番1地先
面積 3,984.66平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

雲南市木次町新市379番地

雲南市土地開発公社

理事長 藤井 勤

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年4月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 役務の名称及び数量

県政広報テレビ「もっと×もっとしまね」企画・制作・配送業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県政策企画局広聴広報課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成27年3月27日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

山陰中央テレビジョン放送株式会社 代表取締役社長 有澤 寛 島根県松江市西川津町721番地

5 随意契約に係る契約金額

27,750,600円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

教 育 委 員 会 告 示

島根県教育委員会告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により、島根県立青少年の家の使用料の徴収事務及び使用料の還付金の支出事務を平成27年4月1日から指定管理者の松江市片原町62番地1北陽ビル管理株式会社に委託したので、同令第158条第2項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第56条の2第1項の規定により告示する。

平成27年4月10日

島根県教育委員会委員長 仲 佐 久 子

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第54号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり変更があった。

平成27年4月10日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

変更のあった施設

施設の名称及び所在地		変更事項	変 更 後
名 称	所 在 地		
特別養護老人ホーム小山園	出雲市小山町456番地1	施設の名称	特別養護老人ホーム天神（ユニット型）
		施設の所在地	出雲市天神町163番地9